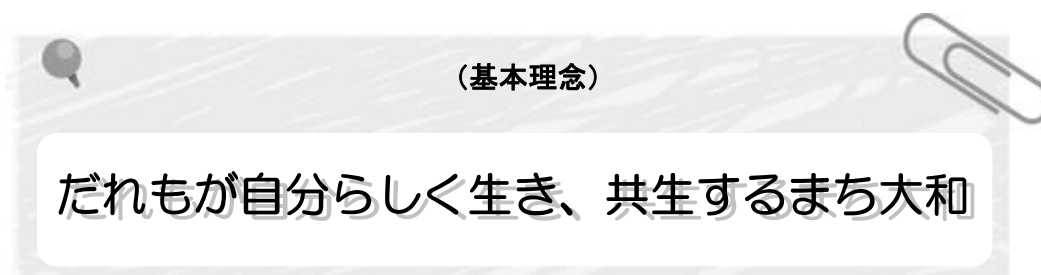


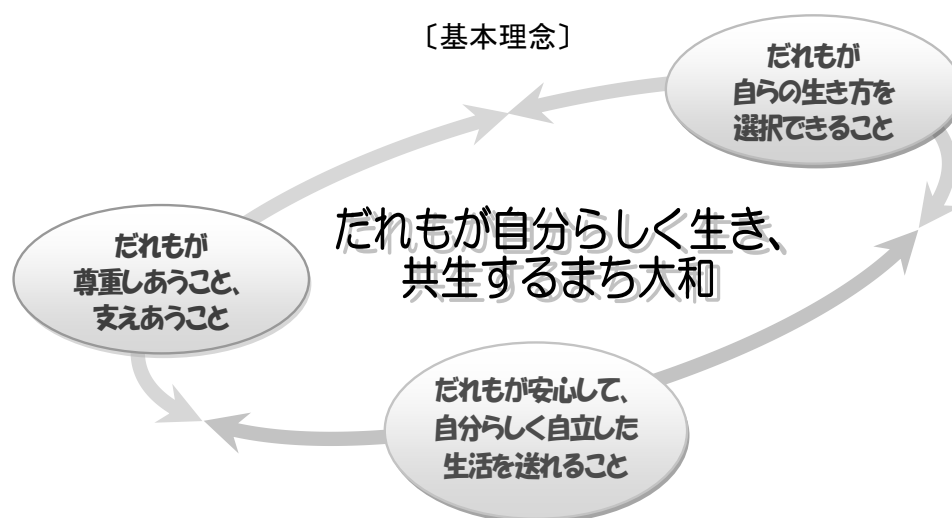
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



本町では、障がいの有無にかかわらず、これからも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指しています。この実現のためには、障がいのある人やその家族のみならず、だれもが互いを認め合い、様々な生活課題を見直しながら、暮らしやすいと思える地域づくりを進めていくことが重要です。

そこで、住民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念(前提とする考え方)を引き続き、「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」とします。



また、基本理念を実現し暮らしやすいと思える地域づくりを進めるために、引き続き次の3つの視点からだれもが安心して、自分らしくいきいきと暮らせる大和を目指します。

視点1:「だれもが尊重しあうこと、支えあうこと」

障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人権を尊重し、地域で助けあい、支えあうまちづくりのことです。

視点2:「だれもが自らの生き方を選択できること」

すべての障がいのある人が、自分の望む生き方を、主体的に選び、決めることができるまちづくりのことです。

視点3:「だれもが安心して、自分らしく自立した生活を送れること」

すべての障がいのある人が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまちづくりのことです。

2 計画の視点と課題の整理

基本理念である「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」の実現に向けて、前項に掲げる3つの視点から障がい福祉施策の課題を整理します。

視点1：「だれもが尊重しあうこと、支えあうこと」

[計画課題の整理]

- だれもが尊重しあい、支えあうためには、地域の障がいへの理解を深め、差別意識や偏見のない地域社会の形成に努める必要があります。
- 地域で暮らすうえで様々な障壁を解消し、多様な支援や配慮とともに、支えあいによる取り組みを進め、だれもが安全安心な地域に暮らすことのできる共生の地域づくりを目指していくことが求められます。

[実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）]

- 障がいについての正しい知識や理解を深めるための機会づくりに継続して取り組むとともに、障害者差別解消法の趣旨に基づき、生活の様々な場面で障がいのある人が差別や権利を侵害されることのないよう、差別解消や権利擁護の制度の周知を図り、障がいへの理解と配慮のある地域づくりを進めます。
- それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、だれもが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会が文化として定着するよう取り組みます。
- 地域での暮らしで感じる様々な「暮らしにくさ」を見直し、ソフト・ハードの両面から障がいへの配慮のある安全安心な地域づくりを目指します。

基本目標1：お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

- 1-1：障がいへの理解・配慮の推進
- 1-2：権利擁護の推進、虐待の防止
- 1-3：地域の支えあい活動の推進
- 1-4：暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

視点2：「だれもが自らの生き方を選択できること」

[計画課題の整理]

- だれもが自らの生き方を選択できるためには、社会活動へ積極的に参加し、一人ひとりの能力と意思が生かされる自立に向けた基盤づくりが求められます。
- 社会活動への参加、とりわけ「働くこと」については、働きたいと思っている人が仕事に就くことができるよう多様な支援が必要です。
- 子どもたちが様々な選択ができるよう、一人ひとりの成長や教育ニーズに応じたきめ細かな指導を行うことのできる保育・教育環境の充実を図る必要があります。

[実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）]

- だれもが社会の一員として活躍できるよう、社会参加の妨げとなる差別の禁止や必要な配慮が行われるよう働きかけるなど、雇用環境の向上や職場への定着に取り組みます。
- 外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、地域の中での交流機会の拡充を図るとともに、地域活動をはじめ、多様な社会参加につながる条件整備を進めるなど、機会の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの健全な成長を支援するため、母子保健活動等によるきめ細かな支援とともに、希望すればだれもが地域でともに育ち、学ぶことができる保育・教育環境の充実、利用できるサービスの周知、相談対応の充実を図ります。

基本目標2：自分らしい生き方を選択できる地域づくり

2-1：多様な働き方、雇用・就労の促進

2-2：子どもたちの成長支援、保育・教育の充実

2-3：多様な社会参加につながる機会づくり

視点3：「だれもが安心して、自分らしく自立した生活を送れること」

[計画課題の整理]

- だれもが安心して、自分らしく自立した生活を送れるためには、「親亡き後」を含め、将来にわたる住まいとともに、障がいの状態やおかれている環境の変化にきめ細かく対応できる相談支援、生活を支えるサービスの充実が不可欠です。
- アンケート調査からも障がいのある人や介護者は、「自らの健康」について不安を抱えています。健康な生活を送るためには、健康診査等によって継続的に健康状態を確認できる体制や適切な治療・リハビリテーションを受けやすい医療環境が必要となります。

[実現に向けた施策の方向性（基本目標・施策）]

- 必要な生活支援が適切に受けられるよう、支援やサービスの内容等について周知を図り、安心して利用できる環境づくりを進めます。
- 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業については、サービス提供事業所とともに提供体制を整備し、安定したサービスの供給を行います。
- 障がいのある人とその家族の健やかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療を受けることのできる体制の充実を図ります。

基本目標3：安心して、自分らしく暮らせる地域づくり

3-1：情報提供・相談支援の充実

3-2：保健・医療体制の充実

3-3：障がい福祉サービス・生活支援等の整備

3 施策体系

基本理念

だれもが自分らしく生き、共生するまち大和

施策体系

基本目標1：お互いを理解、尊重し、支えあう地域づくり

1-1：障がいへの理解・配慮の推進

1-2：権利擁護の推進、虐待の防止

1-3：地域の支えあい活動の推進

1-4：暮らしやすい安全安心な地域づくりの推進

基本目標2：自分らしい生き方を選択できる地域づくり

2-1：多様な働き方、雇用・就労の促進

2-2：子どもたちの成長支援、保育・教育の充実

2-3：多様な社会参加につながる機会づくり

基本目標3：安心して、自分らしく暮らせる地域づくり

3-1：情報提供・相談支援の充実

3-2：保健・医療体制の充実

3-3：障がい福祉サービス・生活支援等の整備

